

令和 2 年度

栃 木 市 健 全 化 判 断
比 率 等 審 査 意 見 書

栃木市監査委員

栃市監第31号
令和3年8月18日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

令和2年度栃木市健全化判断比率等審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、栃木市監査基準に準拠して審査しましたので、その結果について、意見書を提出いたします。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の方法	1
第6	審査の結果	1
第7	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	2
1	総合意見	2
2	個別意見	5
(1)	実質赤字比率	5
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	11
(5)	地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率	13
3	是正改善を要する事項	15
4	まとめ	15

令和 2 年度 栃木市健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の期間

令和 3 年 7 月 2 日から令和 3 年 8 月 1 7 日まで

第 3 審査の対象

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

第 5 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部課等の職員に質問をし、説明を求めるなどの方法により審査を実施した。

第 6 審査の結果

第 1 から第 5 に記載したとおり審査を実施した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は誤りのないものと認められる。

第7 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

1 総合意見

地方公共団体は、以下の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。

本市における令和2年度の健全化判断比率は、表1のとおりである。前年度と比較して実質公債費比率は0.5ポイント低下、将来負担比率は0.2ポイント低下し、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

また、地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

本市における令和2年度の資金不足比率は、表2のとおりである。水道事業会計、下水道事業会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

(表1) 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区分	2年度	元年度	早期健全化基準		財政再生基準
			2年度	元年度	
実質赤字比率	—	—	11.55	11.59	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.55	16.59	30.00
実質公債費比率	8.9	9.4	25.0		35.0
将来負担比率	45.0	45.2	350.0		

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載

2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

(表2) 資金不足比率の状況

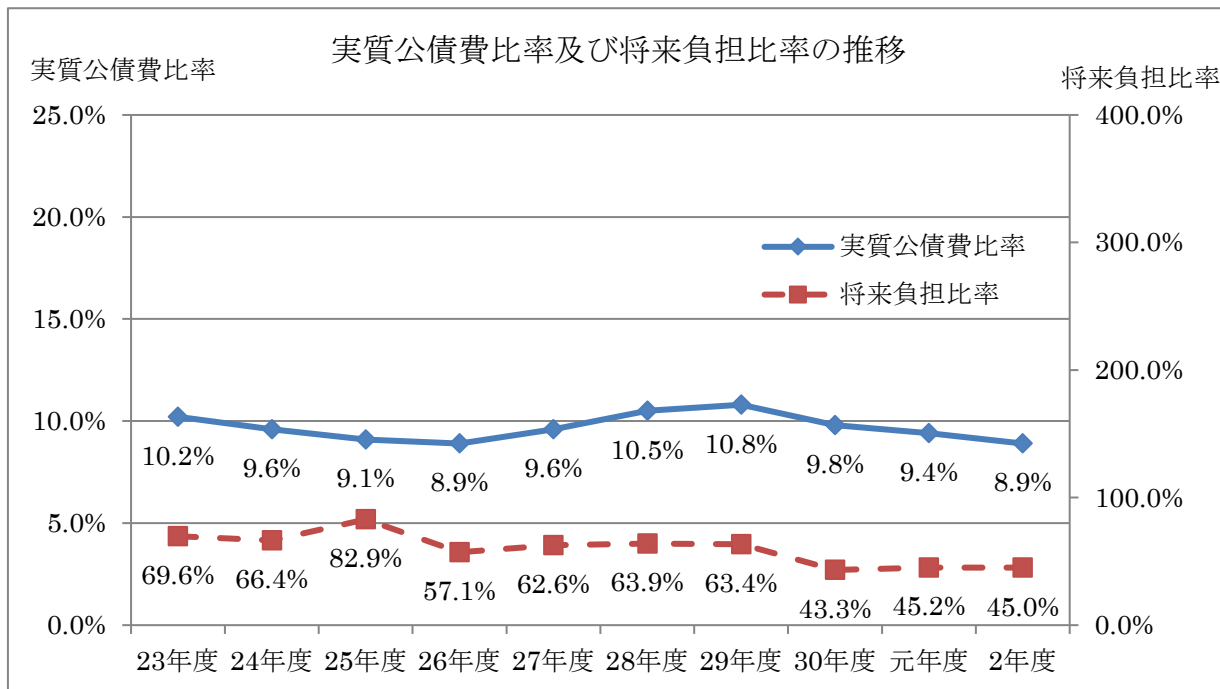
(単位：%)

会計名	2年度	元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	

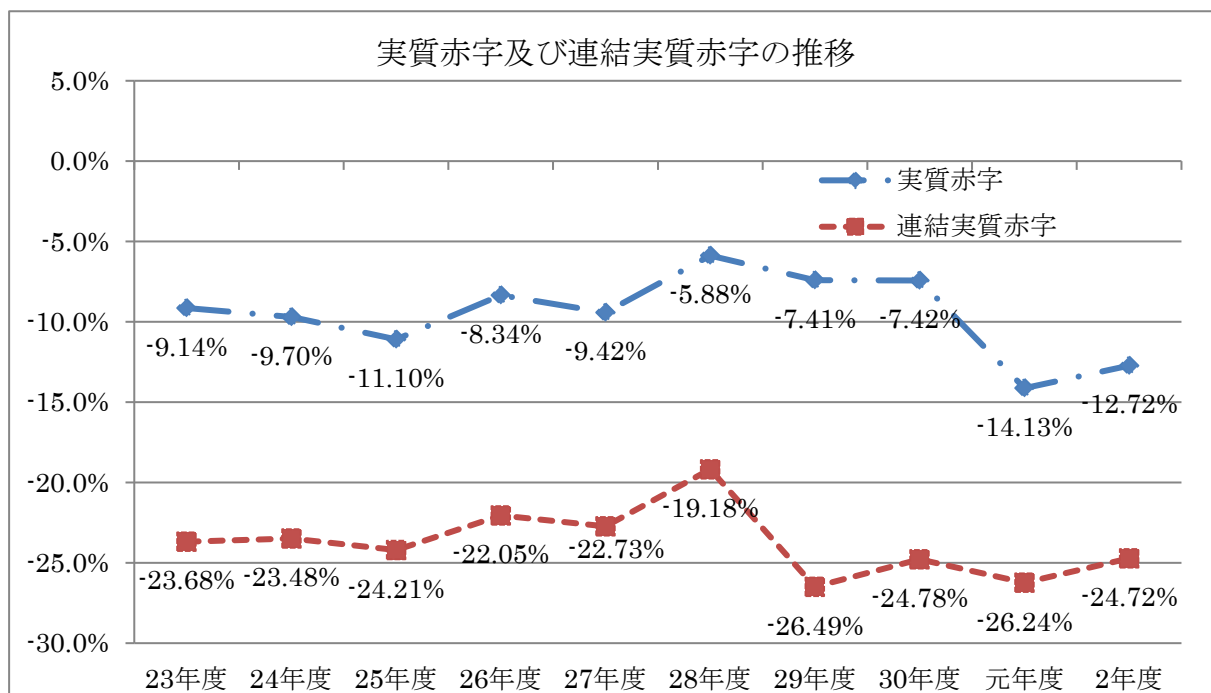
(注) 1 資金不足が生じていない場合「—」と記載

2 経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

平成23年度以降の健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移を見ると、平成27年度から上昇の傾向にあったが、平成30年度以降は低下に転じている。将来負担比率については、平成30年度に低下に転じ、以降ほぼ横ばいの状態である。



実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、参考として実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移をみると、次のとおりである。



それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		※ 1	連結 実質 赤字 比率	※ 2	将来 負担 比率					
	一般会計等に属する特別会計										
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金 不足 比率	連結 実質 赤字 比率	※ 2	将来 負担 比率					
		後期高齢者医療特別会計									
		介護保険特別会計									
	公営企業会計	地方公営企業法適用企業					水道事業会計	資金 不足 比率	連結 実質 赤字 比率	※ 2	将来 負担 比率
							下水道事業会計				
		地方公営企業法非適用企業									
損失補償団体											

※1 実質赤字比率

※2 実質公債費比率

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス46億9,150万円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模(B)は368億6,816万円となっており、前年度に比べ14億7,826万円増加している。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	2年度	元年度	比較増減	
実質赤字額(A)	△4,691,501	△5,003,244	311,743	・・・
標準財政規模(B)	36,868,168	35,389,904	1,478,264	104.1
(A/B×100)	△12.72	△14.13		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.55	11.59		
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

* 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。ただし、臨時財政対策債発行可能額を含む。

* 翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字額（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス91億1,710万円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	2年度	元年度	比較増減	
連結実質赤字額(A)	△9,117,103	△9,287,838	170,735	…
実質赤字合計額	—	—	—	…
資金不足額合計額	—	—	—	…
実質黒字合計額	5,493,687	5,586,512	△92,825	98.3
資金剰余額合計額	3,623,416	3,701,326	△77,910	97.8
標準財政規模(B)	36,868,168	35,389,904	1,478,264	104.1
(A/B×100)	△24.72	△26.24		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.55	16.59		
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

*実質赤字（黒字）合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字（黒字）を生じた会計の実質赤字（黒字）の合計額。

*資金不足額（剰余額）合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額（剰余額）を生じた会計の資金の不足額（剰余額）の合計額

一般会計等の会計別実質収支額をみると、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計において、実質収支額に黒字が生じている。

(一般会計等)

(単位：千円)

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	94,317,008	89,440,884	184,623	4,691,501
小計				4,691,501

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計)

(単位：千円)

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
国民健康保険特別会計	18,310,902	1,777,210	0	533,692
後期高齢者医療特別会計	1,978,924	1,965,760	0	13,164
介護保険特別会計	15,295,205	15,039,875	0	255,330
小計				802,186
合計				5,493,687

公営企業会計の会計別資金剰余額をみると、すべての会計において資金剰余額が発生している。

(地方公営企業法適用企業)

(単位：千円)

会計名	流動資産等	算入地方債	流動負債等	資金剰余額
水道事業会計	2,586,999	0	98,929	2,488,070
下水道事業会計	1,486,639	0	351,293	1,135,346
合計				3,623,416

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した令和2年度の実質公債費比率は8.9%となり、これは早期健全化基準である25.0%を16.1ポイント下回っており、前年度に比べ0.5ポイント低下している。

(単位：千円、%)

項目	2年度	元年度	30年度	29年度
地方債の元利償還金(A)	6,480,730	6,484,055	6,305,986	6,651,970
地方債の準元利償還金(B)	1,771,375	1,782,331	1,935,364	2,248,834
地方債償還に充当される特定財源(C)	669,063	667,940	626,446	687,989
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	4,848,255	4,517,554	4,999,151	5,115,150
標準財政規模(E)	36,868,168	35,389,904	35,939,645	36,126,746
(F) = (A + B) - (C + D)	2,734,787	3,080,892	2,615,753	3,097,665
(G) = (E - D)	32,019,913	30,872,350	30,940,494	31,011,596
実質公債費比率(単年度) (F / G × 100)	8.54089	9.97945	8.45414	9.98873
2年度実質公債費比率(3か年平均値)	8.9			
元年度実質公債費比率(3か年平均値)			9.4	
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

2年度実質公債費比率及び元年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

* 特定財源

用途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

* 基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額。

地方債の元利償還金(A)は64億8,073万円となっており、前年度に比

べ 332 万円減少している。

(単位：千円)

項 目	2 年度	元年度	30 年度	29 年度
一般会計等に係る公債費(a)	6,480,730	6,484,855	6,340,276	6,996,135
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	0	800	34,290	344,165
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	—	—	—	—
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	—	—	—	—
地方債の元利償還金 (A = a - b - c - d)	6,480,730	6,484,055	6,305,986	6,651,970

地方債の準元利償還金(B)は 17 億 7,137 万円となっており、前年度に比べ 1,095 万円減少している。

(単位：千円)

項 目	2 年度	元年度	30 年度	29 年度
満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—	—
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,750,732	1,749,970	1,890,077	2,203,510
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	20,018	19,903	20,337	19,456
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	250	12,259	24,939	25,853
一時借入金の利子	375	199	11	15
地方債の準元利償還金(B)	1,771,375	1,782,331	1,935,364	2,248,834

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の将来負担比率は45.0%となっており、前年度に比べ0.2ポイント低下し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	2年度	元年度	比較増減	
将来負担額(A)	91,929,341	88,533,078	33,962,263	103.8
地方債現在高	60,657,348	58,534,807	2,122,541	103.6
債務負担行為に基づく支出 予定額	3,213,040	0	3,213,040	...
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てる ための一般会計等からの繰 入見込額	18,363,264	20,201,435	△1,838,171	90.9
組合等が起こした地方債の 償還に係る負担等見込額	55,269	82,493	△27,224	67.0
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	9,440,752	9,623,940	△183,188	98.1
設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	199,668	90,403	109,265	220.9
連結実質赤字額	0	0	0	...
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額	0	0	0	...
充当可能財源等(B)	77,503,273	74,554,774	2,948,499	104.0
充当可能基金額	12,626,710	10,477,655	2,149,055	120.5
特定歳入見込額	5,654,862	5,848,615	△193,753	96.7
地方債現在高等に係る基準財 政需要額算入見込額	59,221,701	58,228,504	993,197	101.7
標準財政規模(C)	36,868,168	35,389,904	1,478,264	104.2
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額(D)	4,848,255	4,517,554	380,701	107.3
(A-B)	14,426,068	13,978,304	447,764	103.2
(C-D)	32,019,913	30,872,350	1,147,563	103.7
$((A-B)/(C-D) \times 100)$	45.0	45.2		
早期健全化基準	350.0			

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源等} = & \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

* 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

* 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額。

* 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。

* 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額。

* 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額。

(5) 地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

① 水道事業会計

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス24億8,807万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	2年度	元年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	△2,488,070	△2,926,882	438,812	…
流動負債等(a)	98,929	140,483	△41,554	70.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	2,586,999	3,067,365	△480,366	84.3
事業規模(B)	2,136,233	2,180,201	△43,968	97.9
(A/B×100)	△116.5	△134.2		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

② 下水道事業会計

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス11億3,534万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	2年度	元年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	△1,135,346	△774,444	△360,902	...
流動負債等(a)	351,293	278,545	72,748	126.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
流動資産等(c)	1,486,639	1,052,989	433,650	141.2
事業規模(B)	1,300,059	1,270,581	29,478	102.3
(A/B×100)	△87.3	△61.0		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

* 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債等を控除した額。

* 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。

* 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 まとめ

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、単年度で見ると、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減少が見られたものの、標準財政規模が増加したことにより前年度に比べて低くなっており、3か年平均値においても、前年度に比べて低くなっている。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、将来負担額として計上されている地方債現在高等に対して、その償還財源とすることができる充当可能基金額等の増加により、前年度に比べてわずかに低くなっている。

一方、当年度は、全ての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

平成23年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率の推移について見ると、各比率は早期健全化基準を継続して下回っているが、合併特例措置の縮減による地方交付税の減少の影響を大きく受けるなか、公共施設の再編、斎場再整備等の重要課題に取り組まなければならない、双方の比率が上昇傾向に転じることが懸念される。

本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状態が続くことが予想される。については、自主財源の根幹である市税収入の確保に努めるとともに、行財政改革の推進や財源の効率的かつ効果的な運用を徹底し、将来にわたって健全で安定的な行政運営を維持できるよう、更なる財政基盤の確立に向けた取組を進められたい。